

川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱

（制定）

平成 20 年 3 月 4 日
20 川健障第 1551 号
健康福祉局長専決

（目的）

第 1 条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 2 号に規定する事業として、障害者等の日中活動の場を確保するとともに、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう当該障害児・者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行い、もって障害児・者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

（実施の方法）

第 2 条 日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業（以下「本事業」という。）は、本事業の支給決定を受けた障害者及び障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、市長が指定する日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業者（以下「指定事業者」という。）から指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）サービスを受けたときに、障害児・者一時預かりサービス費を支給するものとする。

（利用の対象）

第 3 条 本事業の対象は、原則として、市内に居住する障害児・者（以下「障害者等」という。）とする。ただし、障害児でない場合であっても、当該児童の発達及びその家庭の養育の改善に資すると区長が認める場合には、本事業の対象とすることができる。

（申請）

第 4 条 本事業の利用を希望する障害者及び障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、居住地を管轄する区長に、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年川崎市規則第 61 号。以下「細則」という。）第 3 条に規定する介護給付費等支給決定申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により申請しなければならない。

（調査及び支給決定）

第 5 条 前条の定めにより申請を受けた区長は、次の表のとおり法第 20 条から第 27 条までの規定に準じて支給決定を行うものとする。また、必要に応じて申請者に対してサービス利用に関する情報提供を行うものとする。

該当条文	内容
第 20 条	申請

第21条	障害支援区分の認定
第22条	支給要否決定等
第23条	支給決定の有効期間
第24条	支給決定の変更
第25条	支給決定の取消し
第26条	都道府県による援助等
第27条	政令への委任

2 区長は、申請者に対し、支給決定をしたときは、細則第4条に規定する支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により、支給しないことを決定したときは、同条に規定する却下決定通知書により、通知するものとする。

(サービスの支給量)

第6条 1か月あたりのサービスの量(以下「支給量」という。)は、法第22条の規定に準じ、区長が必要な回数分を決定するものとする。

(受給者証の交付)

第7条 区長は、第5条により支給決定された者に対して、細則第5条第1項に規定する障害福祉サービス・地域相談支援受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

2 受給者証には、費用負担額、支給量及び支給期間を表示しなければならない。

(利用の方法)

第8条 支給決定障害者等は、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で、直接、事業者を利用申込みを行い、サービスを受けるものとする。

2 支給決定障害者等は、サービスを受けたときは、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額から障害児・者一時預かりサービス費の額を除いた額(以下「利用者負担額」という。)を、サービスの提供を受けた事業者を支払うものとする。

3 同一の月における利用者負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号、以下「施行令」という。)第17条の規定に準じる。

また、平成30年度以降、市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の市町村民税所得割額は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第21条による改正前の地方税法に規定する標準税率(6%)を用いて算定するものとする。

4 当該同一の月に受けた法第29条に規定する指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の合計額から、同条第3項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに細則第12条の規定に基づき算定された特例介護給付費及び特例訓練等給付費の合計額を控除して得た額と合計した額が、施行令第17条第1項に規定する額を超えるときは、その超えた額を、第10条の規定にかかわらず障害児・者一時預かりサービス費に加え、支給するものとする。

(準用)

第9条 次の表のとおり法第7条から第12条までの規定は、本事業について準用する。

該当条文	内容
第7条	他の法令による給付等との調整
第8条	不正利得の徴収
第9条、第10条	報告等
第11条	厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等
第12条	資料の提供等

(障害児・者一時預かりサービス費の支給)

第10条 障害児・者一時預かりサービス費の額は、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額に、100分の90の割合を乗じた額とする。ただし、施行令第17条第4項に規定された者は、別表1で定める単位数に10円を乗じて得た額とする。

2 支給決定障害者等が事業者から障害児・者一時預かりサービスを受けたときは、市は当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 前項の規定により指定事業者が障害児・者一時預かりサービス費を請求するときは、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）に準じて請求するものとする。

4 第2項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し障害児・者一時預かりサービス費の支給があったものとみなす。

5 市は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

6 市は、指定事業者から障害児・者一時預かりサービス費の請求があったときは、法29条に準じて及びサービスを提供したことを証明する物件に照らして審査の上、支払うものとする。

7 災害その他特別の事情があることにより、市が障害児・者一時預かりサービス費に要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける障害児・者一時預かりサービス費の支給について法第31条を準用し、減額・免除の手続きは細則第13条を準用する。

(事業者の指定)

第11条 指定事業者の指定は、次条から第14条に定めるところにより、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業を行う者による申請により、日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業を行う事業所ごとに行う。

(人員に関する基準)

第12条 指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 2年以上障害福祉サービス等（直接処遇職員に限る）に従事した者

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）の資格を有する者

2 指定事業所が置くべき従業者の員数は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の単位ごとにその提供を行う時間帯を通して専ら当該指定事業の提供にあたる前項に示す従業者の合計数が、次の各号に掲げる障害児・者の数の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める数以上とする。なお、必要数の算定にあたっては、端数は切り上げとし、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。

(1) 障害児・者の合計数が10人までのもの 2人

(2) 障害児・者の合計数が10人を超えるもの 障害児・者の数を5で除して得た数

3 前項の「指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の単位」とは、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）であって、その提供が同時に1又は複数の障害児・者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に示す従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定事業所における週の営業時間数の合計が指定事業者の定める常勤職員が勤務すべき時間に満たない場合を除く。

5 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上障害児・者の支援に支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所・施設等の職務に従事させることができる。

(設備に関する基準)

第13条 指定事業所には、指導訓練室のほか、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児・者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(運営に関する基準)

第14条 指定事業者は、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第54号、以下「条例」という。）において、次の表のとおり第13条から第55条（ただし、第14条第3項及び同条第4項、第16条、第18条、第23条から第26条、第27条第4項及び同条第5項、第28条第1項、第32条、第34条、第36条、第47条、第49条第1項、第51条、第52条第2項の規定は除く。）までの規定を満たしていなければならない。また、規定において、別表2のとおり読み替えるものとする。

該当条文	内容
第13条	内容及び手続の説明及び同意
第14条	契約支給量の報告等
第15条	提供拒否の禁止

第17条	サービス提供困難時の対応
第19条	通所給付費の支給の申請に係る援助
第20条	心身の状況等の把握
第21条	指定障害児通所支援事業者等との連携等
第22条	サービスの提供の記録
第27条	指定児童発達支援の取扱方針
第28条	児童発達支援計画の作成等
第29条	児童発達支援管理責任者の責務
第30条	相談及び援助
第31条	指導、訓練等
第33条	社会生活上の便宜の供与等
第35条	緊急時等の対応
第37条	管理者の責務
第38条	運営規程
第39条	勤務体制の確保等
第39条の2	業務継続計画の策定等
第40条	定員の遵守
第41条	非常災害対策
第41条の2	安全計画の策定等
第42条	衛生管理等
第43条	協力医療機関
第44条	重要事項の掲示
第45条	身体拘束等の禁止
第46条	虐待等の禁止
第48条	秘密保持等
第49条	情報の提供等
第50条	利益供与等の禁止
第52条	地域との連携等
第53条	事故防止の対策
第54条	事故発生時の対応
第55条	会計の区分整理

- 2 前項の規定により、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画は、管理者が作成するものとする。
- 3 第2項の規定により定めなければならない運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めることができるものとする。ただし、障害児のみを主たる対象とすることはできない。
- 4 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の利用について支給決定を

行った川崎市又は条例第16条に定める障害児相談支援事業を行う者、法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証により、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。
- 6 指定事業者が指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接支給決定に係る障害児・者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。なお、金銭の支払を求める場合には、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次項アからウまでに規定する支払については、この限りでない。
- 7 利用者負担額の受領については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
 - イ 指定事業者は、条例第2条（3）に定める法定代理受領（以下、「法定代理受領」とする。）を行わない指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る費用基準額の支払を受けるものとする。
 - ウ 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）において提供される便宜に要する費用のうち、日用品費及び日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
 - エ 指定事業者は、アからウまでの費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
 - オ 指定事業者は、ウに掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。
- 8 障害児・者一時預かりサービス費の額に係る通知等については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業者は、法定代理受領により指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る障害児・者一時預かりサービス費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る障害児・者一時預かりサービス費の額を通知しなければならない。
 - イ 指定事業者は、前項イの規定により法定代理受領を行わない指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載し

たサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

- 9 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を受けている障害児・者に係る支給決定障害者等が偽りその他不正の行為によって障害児・者一時預かりサービス費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を支給決定を行った市町村に通知しなければならない。
- 10 指定事業者は、障害児・者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児・者の移動のために自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児・者の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、障害児・者の乗車及び降車の際に、当該自動車にブザーその他の車内の障害児・者の所在の見落としを防止する装置を備える又は点呼その他の障害児・者の所在を確実に把握することができる方法により、障害児・者の所在を確認しなければならない。
- 11 指定事業所の従業者及び管理者は、障害児・者に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日号外法律第79号）第2条第7項に掲げる行為その他当該障害児・者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。
- 12 指定事業者は、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用しようとする障害児・者が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 13 苦情等への対応については、次のとおりとする。
 - ア 指定事業所は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に関する障害児・者又は支給決定障害者等その他の当該障害児・者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
 - イ 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - ウ 指定事業者は、その提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に関し、法48条により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児・者又は支給決定障害者等その他の当該障害児・者の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - エ 指定事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 14 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整理しておかねばならない。また、次に掲げる障害児・者に対する指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の提供に関する記録を整備し、当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を提供した

日から5年間保存しなければならない。

ア 条例第22条第1項の規定による提供した指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）に係る記録

イ 日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画

ウ 第9項の規定による支給決定を行った市町村への通知に係る記録

エ 条例第45条第2項の規定による身体拘束等に係る記録

オ 条例第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録

カ 条例第54条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 15 前各項に定めるもののほか、事業者の指定に関することは、次の表のとおり法第36条から第51条まで（ただし、第38条から第40条まで、第44条、第45条、第47条の規定は除く。）の規定を、指定事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

該当条文	内容
第36条	指定障害福祉サービス事業者の指定
第37条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更
第41条	指定の更新
第42条	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務
第43条	指定障害福祉サービスの事業の基準
第46条	変更の届出等
第48条	報告等
第49条	勧告、命令等
第50条	指定の取消し等
第51条	公示

（事業者の指定における特例）

- 第15条 前条に定めるもののほか、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）第80条に基づく生活介護に係る障害福祉サービスの事業を行う者（以下、「指定生活介護事業所」という。）が、同第83条第2項第1号に定める訓練・作業室等を利用し本事業の指定を受ける場合には、既に指定を受けているサービスの提供に支障を来さないよう配慮するため、別表3によるものとする。

（事業の区分）

- 第16条 この事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第26条第1項に規定する公益事業に準ずるものとして取扱う。
- 2 社会福祉法人以外の法人がこの事業を実施するときは、社会福祉法人会計基準（平成2

3年7月27日付け雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)において、公益事業に適用される基準に準じて会計処理を行わなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、川崎市日中一時支援(障害児一時預り)事業実施要綱(18川健療第510号。以下「旧要綱」という。))第6条の規定により障害児一時預りサービス費の支給決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、第5条の規定による支給決定を受けたものとみなす。

3 施行日の前日において、旧要綱に基づく日中一時支援(障害児一時預り)の指定を受けている事業者については、施行日に、日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業の指定があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において、改正前の要綱第11条第4項の規定に基づく日中一時支援(障害児一時預り)の指定を受けている事業者については、施行日に、日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業の指定があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に指定を受けている改正前の条例第9条に規定する従たる事業所については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第8条及び第10条関係）

サービス提供時間	報酬基準
4時間以下	574単位/回
4時間超6時間以下	765単位/回
6時間超	829単位/回

注1 算定方法については、法第5条第2項に規定する行動援護の例によるものとする。

注2 利用者に対して、その居宅又は利用者が通学している学校と指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき60単位を加算する。

注3 日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画が作成されていない場合、1回につき所定単位数に100分の80を乗じて得た数を算定する。

注4 日中活動サービスに係る指定障害福祉サービス等を利用した場合、同一日においては、本報酬を算定することはできない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同一日に引き続き指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用する場合等、真にやむを得ない事由がある場合にあっては、所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定することができる。

注5 注4により所定単位を算定する場合及びこれと同等の事由が認められる場合において、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画に位置づけられている、日中活動サービスに

係る指定障害福祉サービス等を受けた利用者に対し、当該サービス等を受けた場所から指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業所との間の送迎を行った場合に、60単位を加算する。

注6 指定事業所において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を利用する障害者等が、あらかじめ当該指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、当該指定事業所の従業者が、障害者等又は障害者等の家族等への連絡調整を行うとともに当該障害者等の状況等を記録し、引き続き当該指定事業所の利用を促すなどの相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、103単位を算定する。

注7 指定事業者において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を行った場合、当該指定事業所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1回につき33単位を加算する。

注8 常時見守りが必要な障害児・者への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援強化を図るために、日中一時支援（障害児・者一時預かり）費の算定に必要なとする従業者の員数に加え、第12条第1項に定める従業者を営業時間を通して常時1以上配置しているものとして川崎市長に届け出た指定事業者において、指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算することができる。

(1) 1日の受け入れが10人以下の場合 212単位

(2) 1日の受け入れが11人以上の場合 142単位

注9 指定事業者において、日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画に基づき、あらかじめ支給決定決定者等の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に障害児・者一時預かりサービス費を算定している場合は、算定しない。

(1) 所要時間1時間未満の場合 205単位

(2) 所要時間1時間以上の場合 307単位

注10 第5条第1項により区長が認める重度の行動障害を有する者について、2,610円を加算算定する。なお、当該加算についてのみ障害児・者一時預かりサービス費の額は、所定額に100分の100を乗じた額とする。

別表2（第14条関係）

条例上の規定	読替後の規定
指定児童発達支援	指定日中一時支援（障害児・者一時預かり）
指定児童発達支援事業者	指定事業者
指定児童発達支援事業所	指定事業所
障害児	障害児・者

通所給付決定保護者	支給決定障害者等
通所受給者証	受給者証
通所給付決定	支給決定
障害児通所給付費	障害児・者一時預かりサービス費
通所利用者負担額	利用者負担額
児童発達支援管理責任者	管理者
児童発達支援計画	日中一時支援（障害児・者一時預かり）計画

別表 3（第 15 条関係）

対象者	本事業の対象者のうち、障害者
営業時間	同一日において指定生活介護事業所を営業する場合においては、指定生活介護事業所における営業時間を 8 時間以上とした上で本事業の営業時間を定めること
サービス提供時間	ア 指定生活介護事業所の営業時間と重複しないこと イ 営業時間は、19 時までとする
定員等	ア 指定生活介護事業所の定員以下とすること イ 利用調整時の公平性を確保するため、当該指定生活介護事業所の利用者でない者の利用を認めること
設備に関する基準	指定生活介護事業所の設備を兼用することができる